

口座振込申請書提出要領

このたびは技能検定実施にご協力いただきありがとうございます。

さて、当協会では、技能検定に技能検定委員、技能検定補佐員、検定事務補助員にて従事いただいた方へ謝金及び旅費をお支払しております。

つきましては、次の提出要領に基づき、「口座振込申請書」を本紙到着後1週間以内にご返送をお願いします。

なお、謝金または旅費の受取を辞退される方は、その旨をお知らせください。

また、お支払いは、銀行振込のみとさせていただいており、個人所得の場合は、謝金は給与所得の取扱いとなりますので併せて申し添えます。「口座振込申請書」の記載事項は、給与並びに謝金・旅費に係る振込目的以外には使用いたしません。

1 提出書類

口座振込申請書を1人1枚で提出して下さい。(様式1又は様式2のいずれか)

様式1…「謝金等を本人の口座に振り込む場合」

個人所得に該当します。源泉徴収を行います。

様式2…「謝金等を所属団体・事業所の口座に振り込む場合」

個人所得に該当しません。源泉徴収は行いません。

※ 住所・電話番号・所属・振込口座等、何らかの変更がある場合は申請書の再提出をお願いします。

2 提出先

〒700-0824

岡山県岡山市北区内山下2-3-10 アマノビル3階

岡山県職業能力開発協会 技能振興課 あて

TEL：086-225-1547

※ 押印の上、必ず原本を郵送にてご提出してください。FAX でのご提出は受付できません。

※ 消費税についての取扱は以下の通りになります。

- ・給与は、不課税扱いとなります。
- ・謝金は、課税扱いとなります。
- ・旅費は、税込扱いとなります。